

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

令和5年3月24日改正

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第33号

群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(畜舎建築利用計画の認定に係る審査の事務)

第三条 法第三条第一項の認定又は法第四条第一項の変更の認定に係る審査の事務のうち、法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に係る部分の審査は、省令第六十七条の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）が行う。

2 法第三条第一項の認定又は法第四条第一項の変更の認定（特例畜舎等の畜舎建築利用計画に係るこれらの認定を除く。）を受けようとする者は、認定を受けようとする畜舎建築利用計画（法第三条第三項第四号に係る部分に限る。次項において同じ。）について、あらかじめ、指定確認検査機関の審査を受けるものとする。

3 指定確認検査機関は、前項の審査の結果、当該審査に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合すると認めるときは、当該審査を受けた者に対し、その旨を示す書面（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

(知事が必要と認める図書)

第四条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 特例畜舎等以外の畜舎等については、指定確認検査機関が交付する適合証
- 二 特例畜舎等であって省令第四十八条第二項の規定が適用されるものについては、第七条第二項の認定通知書の写し
- 三 その他知事が必要と認めるもの

(知事が不要と認める図書)

第五条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、適合証を添えて申請書を提出する場合にあっては、省令別表第二（は）の項及び別表第三から別表第八までに掲げる図書とする。

(申請書の提出部数)

第六条 省令第六十四条第一項又は第七十二条第一項の規定により知事に提出する申請書の正本及び副本の部数は、正本一部、副本一部（特例畜舎等以外の畜舎等に係る申請書にあっては、正本一部、副本二部）とし、それぞれにこれらの規定により添付することとされている図書（前条に規定する知事が不要と認める図書を除く。）を添えるものとする。

(接道の認定)

第七条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者（以下この条において「接道認定申請者」という。）は、認定申請書（別記様式第一号）の正本一部及び副本一部に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 配置図
- 三 各階平面図
- 四 二面以上の立面図
- 五 断面図
- 六 その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の認定をしたときは、認定通知書（別記様式第二号）に同項の申請書の副本（同項の規定により添付された図書を含む。）を添えて、接道認定申請者に交付するものとする。

3 知事は、第一項の認定をしないときは、接道認定申請者に対し、不認定通知書（別記様式第三号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定又は省令第四十八条第二項の規定による認定を申請した者は、これらの申請を取り下げるときは、取下げ届出書（別記様式第四号）を知事に提出しなければならない。

(公表)

第九条 省令第七十一条第三項又は第七十二条第五項の規定による公表は、県のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(利用状況の報告)

第十条 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、令和四年六月三十日から起算して五年を経過するごとの日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第十一条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、取りやめ届出書（別記様式第五号）を知事に提出しなければならない。

(工事完了届の添付図書)

第十二条 法第六条第一項の規定による届出は、省令第七十五条第一項に掲げる書類のほか、特例畜舎等にあっては、次に掲げるものを写したカラー写真を添えて行うもの

とする。

- 一 畜舎等の外観
- 二 A構造畜舎等又はB構造畜舎等を掲示した銘板
- 三 畜舎等の内部
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(書類の経由)

第十三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、畜舎等に係る敷地の所在地を管轄する農業事務所長を経由しなければならない。ただし、農業事務所長を経由しない合理的な理由があるときは、この限りでない。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に、改正前の群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

認定申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
 - ①幅員
 - ②敷地と接している部分の長さ
- (4) 敷地面積

- ①敷地面積
- ②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等の建蔽率
- ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
- (5) 畜舎等の種類
 - 飼養施設
 - 飼養施設に付随する搾乳施設
 - 飼養施設に付随する集乳施設
 - 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
 - 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
 - 飼養施設に付随する畜産業用車庫
 - 堆肥舎
 - 発酵槽等
 - 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
 - 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
 - 発酵槽等を制御するための施設
- (6) 工事種類
 - 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
- (7) 建築面積
 - ①建築面積 (申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
 - ②建蔽率
- (8) 床面積 (申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
- (9) 申請に係る畜舎等の数
- (10) 工事着手予定年月日
- (11) 工事完了予定年月日
- (12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

- (1) 番号
- (2) 工事種類
 - 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
- (3) 構造 造 一部 造
 - A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等
- (4) 高さ m
- (5) 備考

別記様式第2号（規格A4）（第7条関係）

群馬県指令第 号

認 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった認定申請について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定する。

記

1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地

2 認定に係る畜舎等の種類

年 月 日

群馬県知事

印

第 年 月 日
号

殿

群馬県知事 印

不 認 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった認定申請について、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（規格A4）（第8条関係）

取下げ届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申請の種類

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の変更の認定
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による認定
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定

2 申請年月日

3 取下げの理由

4 備考

注 申請の種類については、該当する□に✓印を付けること。

別記様式第5号（規格A4）（第11条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 備考